静岡労研ニュース NO. 69 2016年12月 静岡県労働研究所

◎ 第 115 回定例研究会

11月17日(木)

於:静岡県評会議室

介護人材育成と外国人労働者問題

-中国との交流をとおして

報告者:磯野博氏(日本医療総合研究所協力研究員)

●介護人材をめぐる状況

- ・団塊の世代が後期高齢者を迎える 2025 年に必要な介護職員、約 253 万人に対して供給見込は約 215 万人と推計されており、充足率は 85.1%であり、37.7 万人不足する。
- ・有効求人倍率の全国平均が 1.26 であるのに対して、介護職員の有効求人倍率は 3.74 であり、約3 倍である。

●静岡県における独自のキャリアパス制度

・静岡県では、独自の給与票を作成し、キャリアパスと給与票を組み合わせることにより、どのキャリアに達したかという個々の介護職員の努力が、直接、給与に反映されるというシステムの普及を図っている。

●静岡県における中国との介護人材育成協力に向けた交流

- ・中国視察団の要望は以下の2点であり、従来のような「定住型」・「出稼型」の外国人介護人材の受け入れとは異なる要望を孕むものである。
- ①中国において介護人材を育成する養成校へ静岡 県から講師を派遣して欲しい。(「育成型」)
- ②静岡県の介護職員養成校に中国からの留学生を受け入れ、卒業後2~3年の実務経験を経た後に帰国させ、中国における介護職員の即戦力になるように養成して欲しい。(「還流移動型」)
- ・しかし、この要望を受託するための国内法の整備 は進んでおらず、現段階では頓挫している。

●中国都市部における介護人材育成の実態

- ・中国には高齢者介護の需要と供給の不均衡が生じている。
- ・中国では介護職員の資格制度は統一されておらず、 介護職員の養成内容にも格差がある。
- ・国家の中核的人材を育成する一流大学がリーダー

シップの役割を果たし、政府主導によって育成されているソーシャルワーカーとは異なり、介護職員育成の改革は課題が多い。

●「入管法改正案」「技能実習生法案」を巡る動向

- ・「入管法改正案」は、在留資格が認められる専門職に「介護」を追加するものである。不正な在留資格の取得を防ぐため、虚偽申告に罰則を設けることも付記されている。
- ・「技能実習生法案」は、日本で学んだ技能を自国 の経済発展に生かす技能実習の分野に「介護」を追 加するものである。不正を監視する外国人技能実習 機構の設置と、優良企業には受入期間を最長3年か ら5年に延長することも付記されている。
- ・日本介護福祉士会「国民の介護を守るための署名」は、単純労働として介護職に外国人労働者を受け入れることを反対したものであり、EPA(経済連携協定)による介護福祉士候補者が、国家試験に合格するとともに、日本語でのコミュニケーション能力が充分であることを条件にして、介護人材として外国人労働者を受け入れることを提言している。

●「旭川荘」における取り組みが示すもの

- ・介護人材としての外国人労働者の受け入れであるが、実際には、どのように受け入れるかについての議論は進んでいないのが現状である。
- ・「上海高齢者介護教員養成事業」は、急速に高齢 化が進む上海市において、「旭川荘」が介護福祉士 養成の経験を基に、中国の実情に合った高齢者介護 教員と介護従事者の養成を行うことを目的にした プロジェクトである。
- ・「育成型」、「還流移動型」を念頭に置いた介護人材における外国人労働者の受け入れを検討する場合、「旭川荘」の取り組みはモデルとして有効である。

*連絡先:静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2-2-1 セキスイハイムビルディング 7F (静岡県評内) メール <u>roudouadv@wave.wbs.ne.jp</u> ホームページ <u>http://www.geocities.jp/shizuokarouken/</u>